



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年7月18日金曜日 第2589号外3

◇ 目 次 ◇  
告 示

予算要領の公表..... (財政課) ..... 1

告 示

○愛媛県告示第874号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成26年6月愛媛県議会定例会において議決された予算の要領を次のとおり公表する。

平成26年7月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

平成26年度愛媛県一般会計補正予算

歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
7 分担金及び負担金		4,490,476	85,641	4,576,117
	2 負担金	4,401,323	85,641	4,486,964
9 国庫支出金		72,691,962	3,680,640	76,372,602
	1 国庫負担金	42,207,748	541,610	42,749,358
	2 国庫補助金	29,019,866	3,113,520	32,133,386
	3 委託金	1,464,348	25,510	1,489,858
10 財産収入		1,916,680	76	1,916,756
	1 財産運用収入	1,455,658	76	1,455,734
11 寄附金		51,567	2,475	54,042
	1 寄附金	51,567	2,475	54,042
12 繰入金		21,764,655	487,979	22,252,634
	2 基金繰入金	21,677,721	487,979	22,165,700
14 諸収入		70,839,814	1,500	70,841,314
	8 雑収入	2,267,786	1,500	2,269,286
15 県債		78,697,000	1,788,000	80,485,000
	1 県債	78,697,000	1,788,000	80,485,000

歳 入 合 計		607,060,000	6,046,311	613,106,311
歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 69,136,991	千円 40,135	千円 69,177,126
	3 企 画 費	3,271,997	40,135	3,312,132
3 民 生 費		86,617,329	317,236	86,934,565
	1 社 会 福 祉 費	68,980,266	169,117	69,149,383
	2 児 童 福 祉 費	15,024,095	148,119	15,172,214
4 衛 生 費		22,119,646	761,631	22,881,277
	4 医 薬 費	3,909,192	761,631	4,670,823
5 労 働 費		4,047,273	37,475	4,084,748
	2 職 業 訓 練 費	3,377,349	37,475	3,414,824
6 農 林 水 産 業 費		36,506,854	616,359	37,123,213
	1 農 業 費	7,679,959	309,693	7,989,652
	3 農 地 費	9,237,876	26,528	9,264,404
	4 林 業 費	10,864,263	210,362	11,074,625
	5 水 産 業 費	7,163,429	69,776	7,233,205
7 商 工 費		59,394,965	118,613	59,513,578
	1 商 工 業 費	58,710,582	118,613	58,829,195
8 土 木 費		59,179,134	4,119,631	63,298,765
	1 土 木 管 理 費	3,923,174	4,698	3,927,872
	2 道 路 橋 り ょ う 費	27,002,863	2,310,740	29,313,603
	3 河 川 海 岸 費	14,531,803	887,823	15,419,626
	5 都 市 計 画 費	8,400,847	916,370	9,317,217
10 教 育 費		140,792,981	35,231	140,828,212
	1 教 育 総 務 費	10,599,085	15,510	10,614,595
	7 保 健 体 育 費	1,319,300	19,721	1,339,021
歳 出 合 計		607,060,000	6,046,311	613,106,311

繰越明許費補正

款	項	事 業 名	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額
6 農 林 水 産 業 費	4 林 業 費	造 林 費	千円 1,138,103	千円 1,341,109
	5 水 産 業 費	漁 港 建 設 費	1,592,833	1,662,609
8 土 木 費	2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 橋 り よ う 新 設 改 良 費	11,646,649	13,957,389
	3 河 川 海 岸 費	河 川 改 良 費	1,289,406	1,596,589
		海 岸 保 全 費	1,028,002	1,191,036
		砂 防 費	4,376,738	4,794,344
5 都 市 計 画 費	街 路 事 業 費	5,352,008	6,263,747	

債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
キウイフルーツかいよう病対策資金利子補給 (平成26年度貸付分)			平成26年度から 平成37年度まで	貸付金総額300,000千円 を限度として、年0.275 パーセント以内の利率に より算定した額

地方債補正

起 債 の 目 的	限 度 額			起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法 等
	補正前の額	補 正 額	計			
港 湾 事 業	千円 800,000	千円	千円 800,000	(1) 借入先 政府その他  (2) 借入方法 普通貸借又は債券発行  (3) 借入時期等 平成26年度事業又は財政 及び融資機関の都合によ り、翌年度以降に繰り越 して借入れすることがで きる。また、知事におい て必要があるときは、適 宜償還年限を定め起債前 貸を受け、一時この県債 に代えることができる。 この場合における県債の 借入時期は、起債前貸の 償還終期までこれを延長 する。	年6.0%以内(ただし、利 率見直し方式で借り入れる 場合において利率の見直し が行われた後は、その見直 し後の利率)	(1) 償還方法 元利均等償還等  (2) 償還期限 平成56年度まで30年以内  (3) 据置期間 平成31年度まで5年以内  (4) 繰上償還等 財政の都合により繰上償還、 償還年限の短縮又は低利債 に借り換えることができる。  (5) 償還財源 一般財源又は特定財源  (6) その他 政府その他より借り入れる 場合においてその融通条件 が異なるときは、その融通 条件による。
河 川 事 業	4,491,000	132,000	4,623,000			
海 岸 事 業	569,000	85,000	654,000			
農 業 農 村 事 業	1,211,000		1,211,000			
災 害 関 連 事 業	2,794,000	208,000	3,002,000			
空 港 事 業	102,000		102,000			
造 林 事 業	264,000	54,000	318,000			
治 山 事 業	857,000		857,000			
林 道 事 業	440,000		440,000			
水 産 基 盤 事 業	284,000	23,000	307,000			
都 市 計 画 事 業	705,000		705,000			
砂 防 事 業	77,000		77,000			
道 路 事 業	12,944,000	1,286,000	14,230,000			
公 営 住 宅 建 設 事 業	200,000		200,000			

高等学校整備事業	3,076,000		3,076,000
水産研究センター施設整備事業	25,000		25,000
交通安全施設整備事業	195,000		195,000
今治警察署庁舎等整備事業	81,000		81,000
石綿健康被害救済基金拠出金	17,000		17,000
自然災害防止事業	143,000		143,000
防災通信システム整備事業	54,000		54,000
非常用発電設備整備事業	48,000		48,000
第一別館耐震改修事業	332,000		332,000
老人福祉施設整備事業	85,000		85,000
児童福祉施設整備事業	27,000		27,000
障害福祉施設整備事業	137,000		137,000
災害土木復旧事業	2,139,000		2,139,000
臨時財政対策債	41,900,000		41,900,000
退職手当債	4,700,000		4,700,000
計	78,697,000	1,788,000	80,485,000

平成26年度愛媛県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算

歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子寡婦福祉資金収入		千円 342,550	千円 22,290	千円 364,840
	1 母子寡婦福祉資金収入	342,550	22,290	364,840
歳 入	合 計	342,550	22,290	364,840

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 母子寡婦福祉資金		千円 342,550	千円 22,290	千円 364,840
	3 父子福祉資金		22,290	22,290
歳 出	合 計	342,550	22,290	364,840

地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	限 度 額			起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法 等
	補正前の額	補 正 額	計			
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 58,366	千円 14,776	千円 73,142	政 府 資 金	無 利 子	母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定めるところによる。